

第2回部会等における委員の依頼資料

厚生労働省社会・援護局保護課

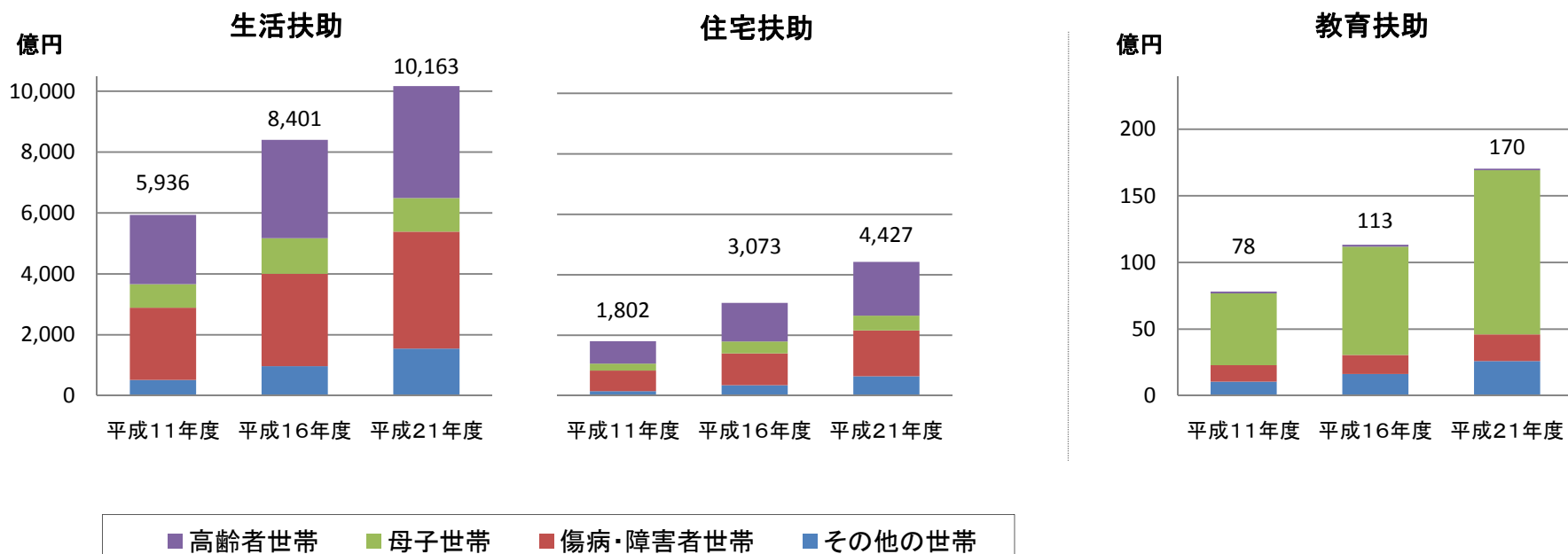
【第1回部会での依頼資料】

- ・ 扶助種別別扶助費の世帯類型別内訳の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 p
- ・ 医療扶助費の構成割合の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 p
- ・ 生活保護と市町村国保等の医療費の分布の比較・・・・・・・・・・・・・・ 4 p
- ・ 諸外国の公的扶助制度の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 p

【第2回部会での依頼資料】

- ・ 家計調査における消費支出の定義・項目内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 p
- ・ 平成15年当時の専門委員会に提出された変曲点の導出について・・・・・・・・ 9 p
- ・ その他の世帯の保護開始理由等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 p
- ・ 生活扶助基準における多人数世帯の適正化について・・・・・・・・・・・・・・ 14 p
- ・ 各種加算及び教育扶助の改定方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 p
- ・ 生活保護基準部会における検証作業スケジュール（予定）・・・・・・・・・・ 16 p

扶助種別別扶助費の世帯類型別内訳の推移



資料:被保護者全国一斉調査(個別調査)

生活保護費負担金事業実績報告

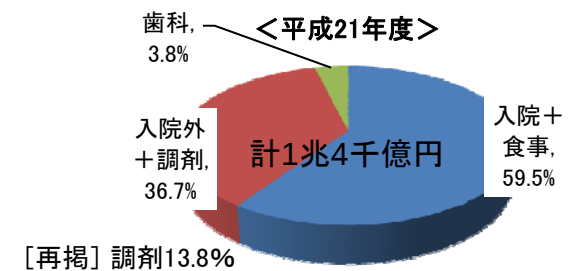
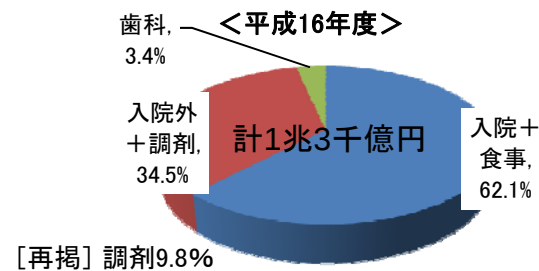
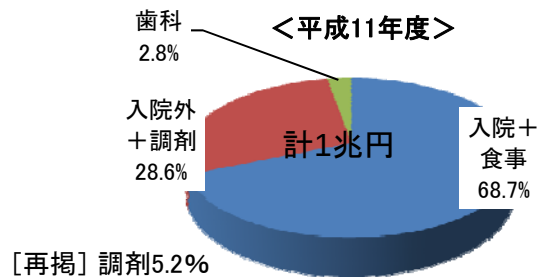
福祉行政報告例

(被保護者全国一斉調査による扶助種別別最低生活費及び収入認定の総額から収入認定反映後の額を推計した。)

医療扶助費の構成割合の推移

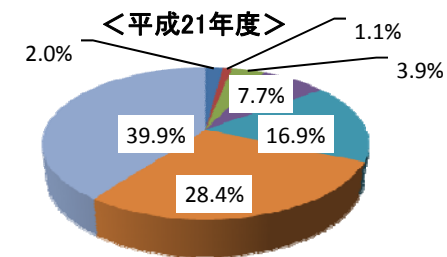
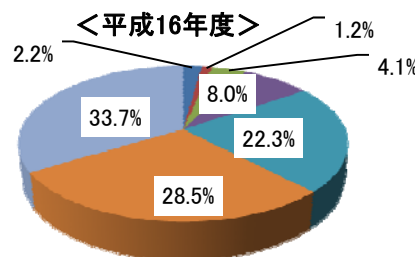
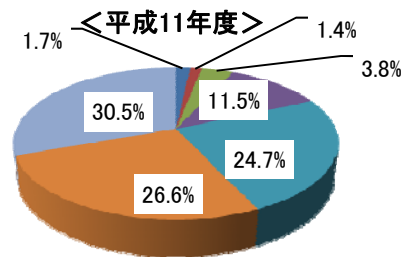
1. 診療種別にみた場合

入院の割合は、やや減少傾向にはあるが、6割程度となっている。



2. 年齢階級別にみた場合(全診療種計)

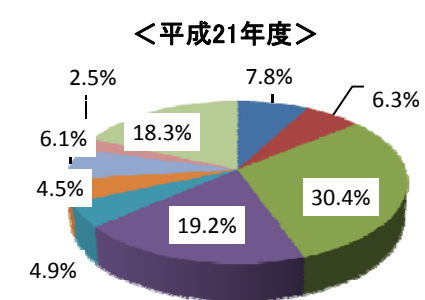
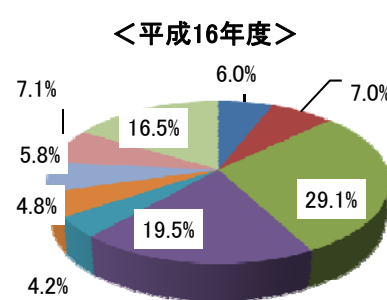
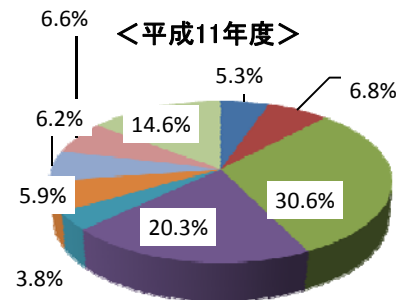
高齢化に伴い、60歳以上分が占める割合が増えてきている。



■ ～19歳 ■ 20～29歳 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60～69歳 ■ 70歳以上

3. 主傷病分類別にみた場合(入院と入院外の計)

精神関連疾患及び循環器系疾患の割合が高い。



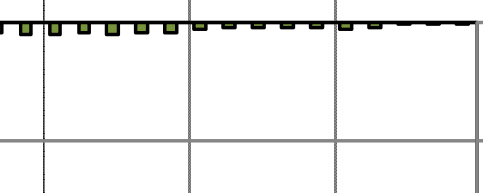
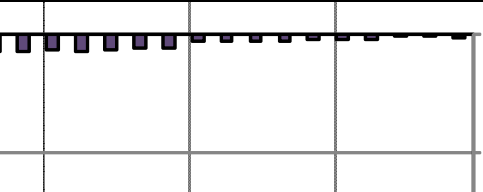
注: 主傷病は、医療券等の傷病名や当該指定医療機関への照会により判断しているが精神障害との併発傷病があるものは「精神障害」を優先して集計している。

資料: 医療扶助実態調査、生活保護費負担金事業実績報告

生活保護と市町村国保等の医療費月額の分布の比較

入院

ピークを迎える階級は異なるが、分布の形状はある程度似ている。

		生活保護		市町村国保＋後期高齢者			
		相対度数		相対度数			
		累積度数	累積度数				
総 点以上 500 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 3,500 4,000 4,500 5,000 6,000 7,000 8,000 9,000 10,000 11,000 12,000 13,000 14,000 15,000 16,000 17,000 18,000 19,000 20,000 21,000 22,000 23,000 24,000 25,000 26,000 27,000 28,000 29,000 30,000 32,000 34,000 36,000 38,000 40,000 45,000 50,000 60,000 70,000 80,000 90,000 100,000 120,000 140,000 160,000 200,000 300,000 500,000 700,000 700,000 ～	数 500点未満 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 3,500 4,000 4,500 5,000 6,000 7,000 8,000 9,000 10,000 11,000 12,000 13,000 14,000 15,000 16,000 17,000 18,000 19,000 20,000 21,000 22,000 23,000 24,000 25,000 26,000 27,000 28,000 29,000 30,000 32,000 34,000 36,000 38,000 40,000 45,000 50,000 60,000 70,000 80,000 90,000 100,000 120,000 140,000 160,000 200,000 300,000 500,000 700,000 ～	100% 0.0% 0.0% 0.2% 0.4% 0.5% 0.4% 0.5% 0.4% 0.5% 0.8% 0.8% 1.0% 0.9% 1.0% 0.9% 0.8% 0.8% 0.9% 0.9% 0.9% 0.8% 0.8% 1.1% 1.2% 1.1% 1.1% 0.9% 1.4% 1.5% 2.3% 1.9% 2.2% 5.6% 6.6% 12.0% 9.8% 6.0% 6.3% 4.9% 6.4% 3.8% 2.2% 1.6% 1.1% 1.0% 0.5% 0.3% 0.3% 0.2% 0.0% 0.0% 0.0%		0.0% 0.1% 0.2% 0.6% 1.1% 1.5% 2.0% 2.4% 2.9% 3.3% 4.2% 5.0% 6.0% 6.8% 7.8% 8.7% 9.6% 10.5% 11.4% 12.3% 13.1% 13.9% 15.0% 16.2% 17.3% 18.1% 19.2% 20.0% 21.2% 22.2% 23.5% 25.1% 27.3% 29.2% 31.4% 37.1% 43.7% 55.6% 65.4% 71.4% 77.7% 82.7% 89.1% 92.9% 95.1% 96.7% 97.7% 98.8% 99.2% 99.5% 99.8% 100% 100% 100%	100% 0.3% 0.1% 0.2% 0.4% 0.5% 0.4% 0.5% 0.6% 0.6% 1.1% 1.2% 1.3% 1.4% 1.3% 1.4% 1.4% 1.4% 1.3% 1.3% 1.3% 1.4% 1.4% 1.4% 1.4% 1.3% 1.3% 1.3% 1.3% 1.3% 1.4% 1.5% 1.5% 1.5% 1.6% 3.7% 4.0% 4.7% 4.2% 3.0% 6.3% 5.7% 9.1% 5.9% 4.0% 2.8% 2.0% 2.4% 1.3% 0.9% 1.1% 0.7% 0.3% 0.1% 0.0%		0.3% 0.4% 0.6% 1.0% 1.5% 1.9% 2.4% 2.9% 3.5% 4.0% 5.1% 6.3% 7.7% 9.0% 10.3% 11.7% 13.1% 14.4% 15.7% 17.1% 18.5% 19.9% 21.2% 22.6% 24.0% 25.3% 26.5% 27.8% 29.1% 30.4% 31.8% 33.2% 34.8% 36.3% 37.8% 41.5% 45.5% 50.2% 54.4% 57.4% 63.7% 69.5% 78.5% 84.4% 88.5% 91.3% 93.2% 95.6% 96.9% 97.8% 98.9% 99.6% 99.9% 100% 100%

上位2割分のレセプト点数が占める割合
上位3割分のレセプト点数が占める割合

38%
49%

46%
59%

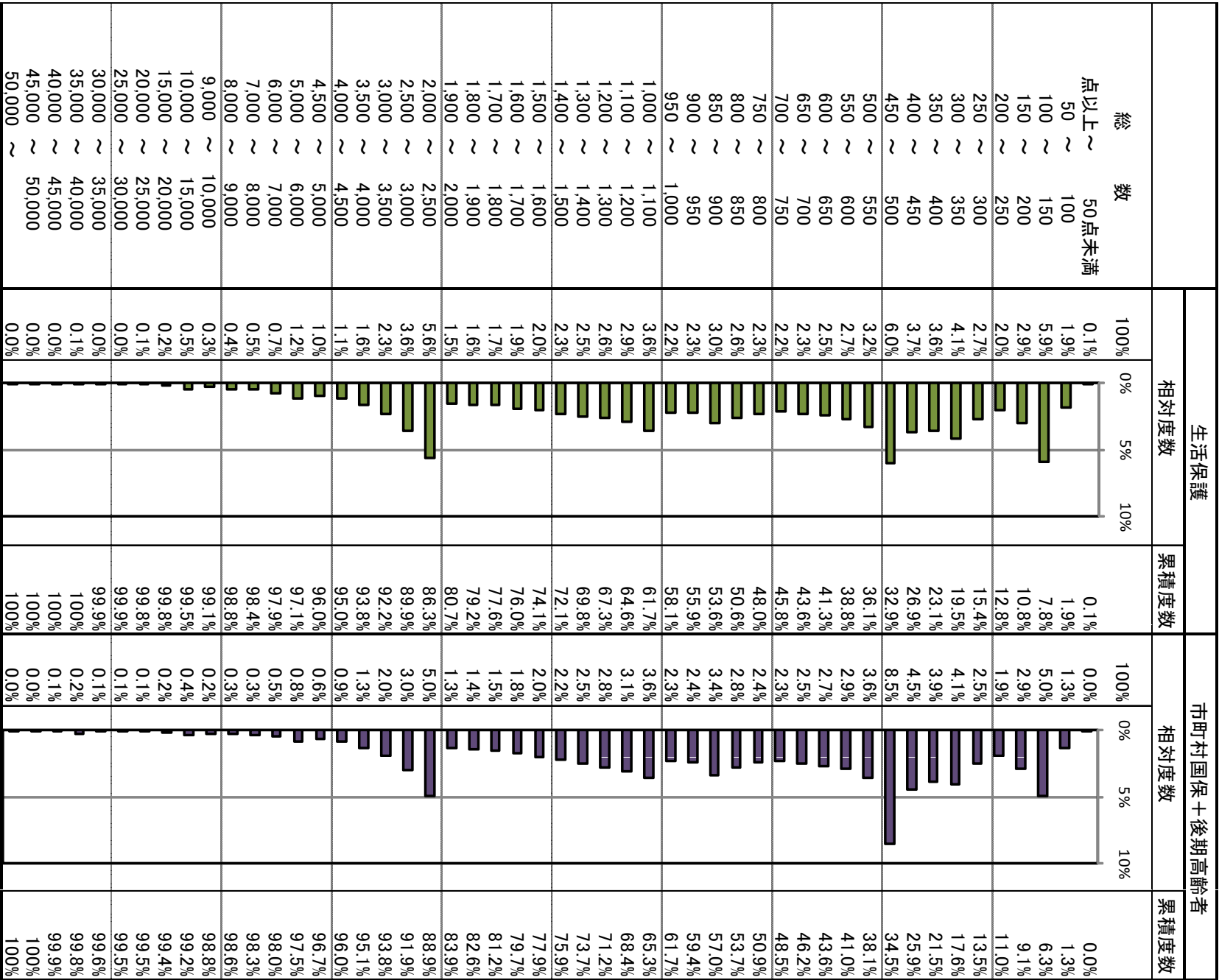
資料：生活保護 医療扶助実態調査（平成21年6月審査分）

市町村国保等 医療給付実態調査（平成21年6月までに審査された平成20年度診療分）

生活保護と市町村国保等の医療費月額分布の比較

入院外

入院よりも複雑だが、分布の形状は生活保護と国保でおおむね同様である。



資料：生活保護 医療扶助実態調査(平成21年6月審査分)
市町村国保等 医療給付実態調査(平成21年6月までに審査された平成20年度診療分)

諸外国の公的扶助制度の比較

各国の制度	フランス 積極的連帯所得(RSA)	ドイツ 社会扶助	スウェーデン 社会扶助	イギリス 所得補助(IS)	日本 生活保護
対象者	25歳～ (年齢上限なし)	生活に困窮する者 (年齢制限なし)	18歳～64歳	16歳～59歳	生活に困窮する者 (年齢制限なし)
給付内容	・生活費は現金給付 ※医療・介護は他の制度で対応 ※住宅手当受給者や家賃が生じない場合は減額	・生活費、住宅費は現金給付 ・医療・介護は必要なサービスを提供	・生活費、住宅費は現金給付 ※医療・介護は他の制度で対応	・生活費は現金給付 ※住宅・医療・介護は他の制度で対応	・生活費、住宅費は現金給付 ・医療・介護は必要なサービスを提供
機関	所管:労働・社会関係・家族・連帯・都市省 給付:家族手当金庫 農業共済組合	所管:連邦労働・社会省 給付:州、郡・市	所管:社会省 給付:コミューン(市)	所管:雇用年金省 給付:ジョブセンター プラス(国の機関)	所管:厚生労働省 給付:都道府県、市等
財源	受給者が無職の間:県負担 受給者が就職後:国負担	連邦政府:6% 州:15.5% 郡・市:78.5% ※2008年実績	全額コミューン(市)負担	全額国庫負担	国:3/4負担 都道府県、市等:1/4負担
基準設定	全国統一基準 ※政府が基準改定 ※地域差なし	・連邦政府は全国標準を示す ・州・市は独自の基準を設定 ※法令に規定	・食費、衣料費等相当は、全国統一基準 ※政府が基準改定 ※地域差なし ・住宅費、電気代等相当は、各コミューンが設定 ※社会庁がガイドラインを示す	全国統一基準 ※法令に規定 ※地域差なし	全国統一基準 ※政府が基準改定 ※級地を通じて地域差を反映
所得調査	有	有	有	有	有
資産調査	無	有	有	有	有

各国の制度	フランス 積極的連帯所得(RSA)	ドイツ 社会扶助	スウェーデン 社会扶助	イギリス 所得補助(IS)	日本 生活保護
就労収入との関係	就労収入の62%(割合は政令で定められている)が控除される。	社会扶助のうち、生計扶助及び高齢・就労能力低下のための基礎保障について、就労収入の30%が控除される。 ※障害者については別に定めあり。	—	就労収入のうち一定額(単身者は週5ポンド、カップルは週10ポンド、障害者世帯及び母子世帯は週20ポンド)が控除される。	就労収入8千円までは全額が控除される。8千円を超える場合は、就労収入額に比例して控除額が増加し、33,190円(1級地)が上限。
扶養義務の範囲	配偶者間及び未成年の子に対する親	配偶者間、親子間及びその他の家計を同一にする同居者(注4)	配偶者間及び未成年の子に対する親	配偶者間及び未成年の子に対する親	配偶者間、親子間、兄弟姉妹間及びその他の3親等内の親族
資産の保有限度	資産の保有状況は問わない。 ※資産を活用して収入を得ている場合は収入認定	・家具備品や居住用の土地・家屋等は保有可(処分価値が著しく大きい場合は売却) ・一定程度の現金(生計扶助の場合1600ユーロ(約19万円))は保有可	・家具備品や居住用の土地・家屋等は保有可(処分価値が著しく大きい場合は売却) ・貯蓄については、原則収入認定 ※高齢者、子どもについて一部保有可	・世帯の合計資産が16,000ポンド(約218万円)以下 ※6000ポンド(約82万円)を超えると、250ポンドにつき1ポンドの所得があるとみなす。 ・資産と見なされるのは、預貯金、配偶者及び子の資産、土地・家屋(居住用は除く)、給与収入等	・家具備品や居住用の土地・家屋等は、保有可(処分価値が著しく大きい場合は売却) ・貯蓄については、原則収入認定(保護の要否判定に当たっては、最低生活費の一月分まで保有可(注6))
所得保障水準 (月額)(注7、8)	454.63ユーロ (5.5万円)	351ユーロ (4.2万円)	3,680クローネ (4.8万円)	242ポンド (33万円)	64,870円(地方郡部等) ～83,700円(東京都区部等)

資料：野村総合研究所「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」(平成20年度厚生労働省社会・援護局委託研究)

UFJ総合研究所「我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書」(平成15年度厚生労働省社会・援護局委託研究)

独立行政法人労働政策研究・研修機構「ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助制度に関する調査」(平成22年5月JILPT資料シリーズ)

(注1) フランスにおいては、2009年6月より「参入最低保障(RMI)」が「雇用のための手当(PPE)」及び「ひとり親手当(API)」とともに「積極的連帯所得(RSA)」に統合された。

(注2) イギリスにおいては、2008年10月より「就労不能給付」と「所得補助(疾病・障害を理由とする給付)」に替わる制度として、「雇用・生活補助手当」が導入された。

(注3) スウェーデンの社会扶助の対象者は、大部分が就労能力を有する者となっている。

(注4) 邦貨換算レート：1ユーロ＝120円、1ポンド＝136円、1クローネ＝13円(日本銀行「裁定外国為替相場」による平成23年4月中における実勢相場の平均値)。

(注5) 高齢者、障害者に対する扶養義務は、年10万ユーロ(約1,200万円)を超える収入がある親又は子。

(注6) 生活保護が必要と判定された世帯の開始月における支給額の算定に当たっては、最低生活費の半月分までの貯蓄は収入とみなさない取扱いとなっている。

(注7) 30代単身世帯について、日本の生活扶助(1類費・2類費)に相当する給付水準であり、住宅扶助等は含まれていない。ただし、フランスは住宅費が一部含まれており、住宅手当を受けているか又は家賃を払っていない場合、この金額から世帯人員数に応じた家賃相当額が減額される。また、ドイツ、スウェーデン、イギリスにおいては、この金額とは別に光熱費が支給される。

(注8) ドイツ、イギリスは2008年度、フランス、スウェーデンは2009年度、日本は2011年度の水準。

家計調査における消費支出の定義・項目内訳

- ・「消費支出」とは、原則として日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して支払った現金支出及びカード、商品券等を用いた支出であるが、仕送り金や贈与金等の移転的支出も含まれる。なお、商品やサービスの購入と一体となって徴収される消費税、自動車取得税等も消費支出に含まれる。【収支項目分類の基本原則】
- ・いわゆる生活費のことであり、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額である。【用語の解説】

消費支出
食料
穀類
米
パン
めん類
他の穀類
魚介類
生鮮魚介
塩干魚介
魚肉練製品
他の魚介加工品
肉類
生鮮肉
加工肉
乳卵類
牛乳
乳製品
卵
野菜・海藻
生鮮野菜
乾物・海藻
大豆加工品
他の野菜・海藻加工品
果物
生鮮果物
果物加工品
油脂・調味料
油脂
調味料
菓子類
調理食品
主食的調理食品
他の調理食品
飲料
茶類
コーヒー・ココア
他の飲料
酒類
外食
一般外食
学校給食

住居
家賃地代
設備修繕・維持
設備材料
工事その他のサービス
光熱・水道
電気代
ガス代
他の光熱
上下水道料
家具・家事用品
家庭用耐久財
家事用耐久財
冷暖房用器具
一般家具
室内装備・装飾品
寝具類
家事雑貨
家事用消耗品
家事サービス
被服及び履物
和服
洋服
男子用洋服
婦人用洋服
子供用洋服
シャツ・セーター類
男子用シャツ・セーター類
婦人用シャツ・セーター類
子供用シャツ・セーター類
下着類
男子用下着類
婦人用下着類
子供用下着類
生地・糸類
他の被服
履物類
被服関連サービス
保健医療
医薬品
健康保持用摂取品
保健医療用品・器具
保健医療サービス

交通・通信
交通
自動車等関係費
自動車等購入
自転車購入
自動車等維持
通信
教育
授業料等
教科書・学習参考教材
補習教育
教養娯楽
教養娯楽用耐久財
教養娯楽用品
書籍・他の印刷物
教養娯楽サービス
宿泊料
パック旅行費
月謝類
他の教養娯楽サービス
その他の消費支出
諸雑費
理美容サービス
理美容用品
身の回り用品
たばこ
その他の諸雑費
こづかい(使途不明)
交際費
食料
家具・家事用品
被服及び履物
教養娯楽
他の物品サービス
贈与金
他の交際費
仕送り金

平成15年当時の専門委員会に提出された変曲点の導出について

《趣旨》 昭和58年当時と同様の形式の変曲点を、直近で入手可能な家計調査のデータに基づき作成したもの。

《導出方法》

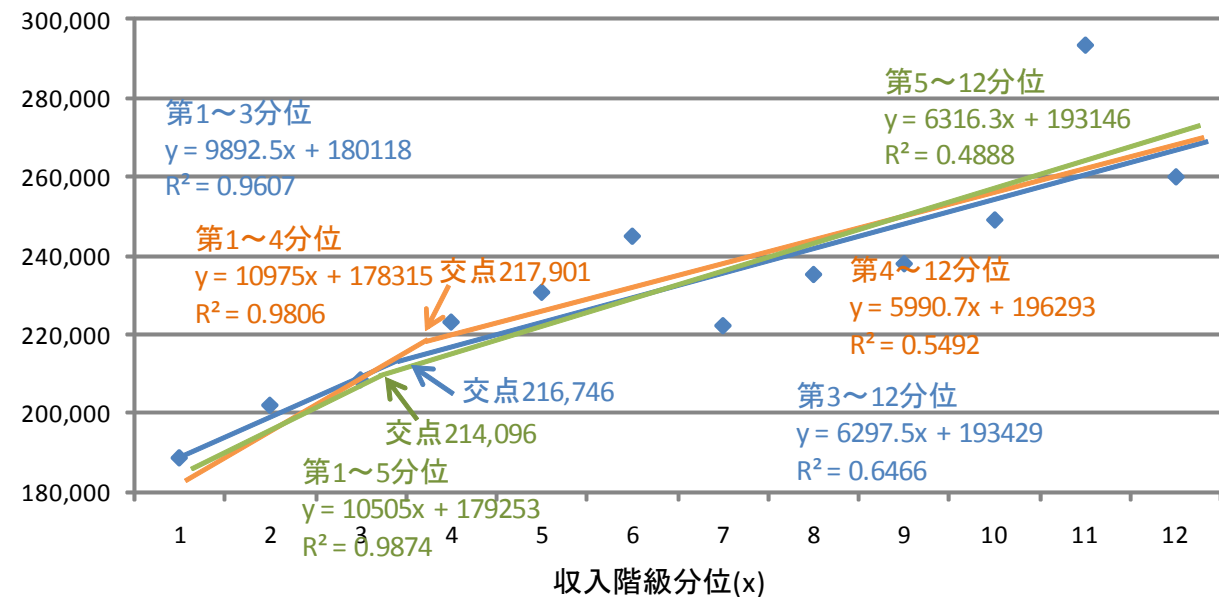
・xは収入階級分位、yは各収入階級分位における平均消費支出とする。

・元データ(次頁)の傾向から、変曲点(消費支出の減少傾向が強まる点)は、第3～5分位付近にあると仮定する。

・変曲点の前後で傾向線の傾きが異なるはずであることから、各第3～5分位の前後で別々に傾向線(回帰直線)を引き、その交点を変曲点とする。

平均消費支出(y)

家計調査における勤労・夫婦子1人世帯分(平成8年～12年平均)



《委員からの主な意見》

(第2回専門委員会 八田委員) もし個票のデータがあるならば、そういう所得と消費の関係について、さまざまな属性をコントロールした上ではじて、屈折点ないし変局点を求められたら、より正確に出ると思います。

(第3回専門委員会 八田委員) 家を持っているかどうか、単身かどうか、何才かということすべてをコントロールした上で、なおかつそこに変局点があると言うと非常に説得力があるのですが、収入以外の変数が代理変数になっているのではないかと考える余地があるとすると、たちまち説得力が薄れてしまって、政策の基礎に使うのは時期尚早じゃないかという議論が出てくると思うのです。

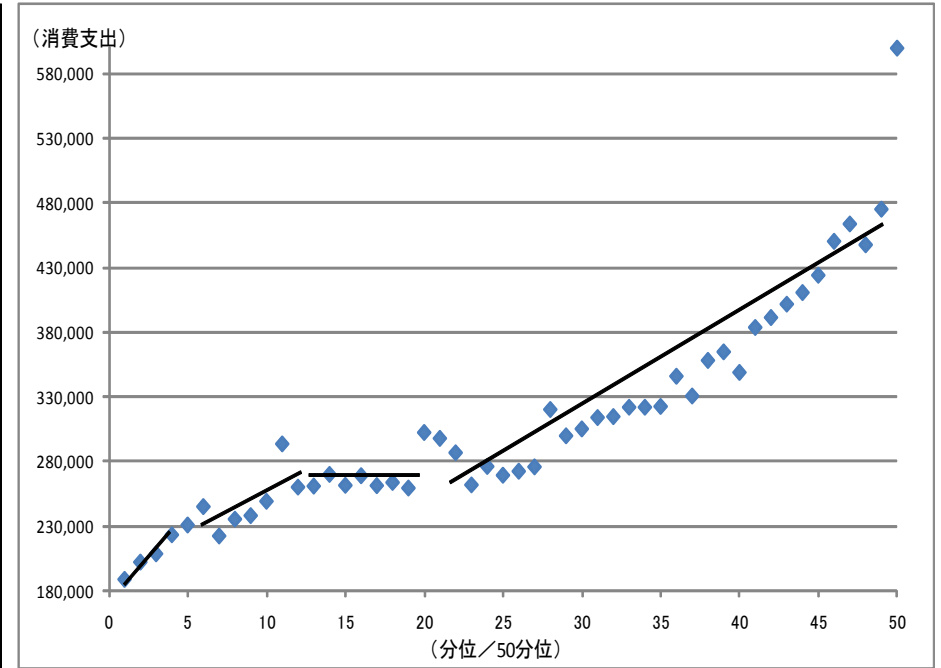
○ 基データ

家計調査特別集計

1世帯当たり年平均1か月間の収入・支出額、住居・年間収入五十分位階級別
【勤労者世帯、夫婦1人、有業人員1人】

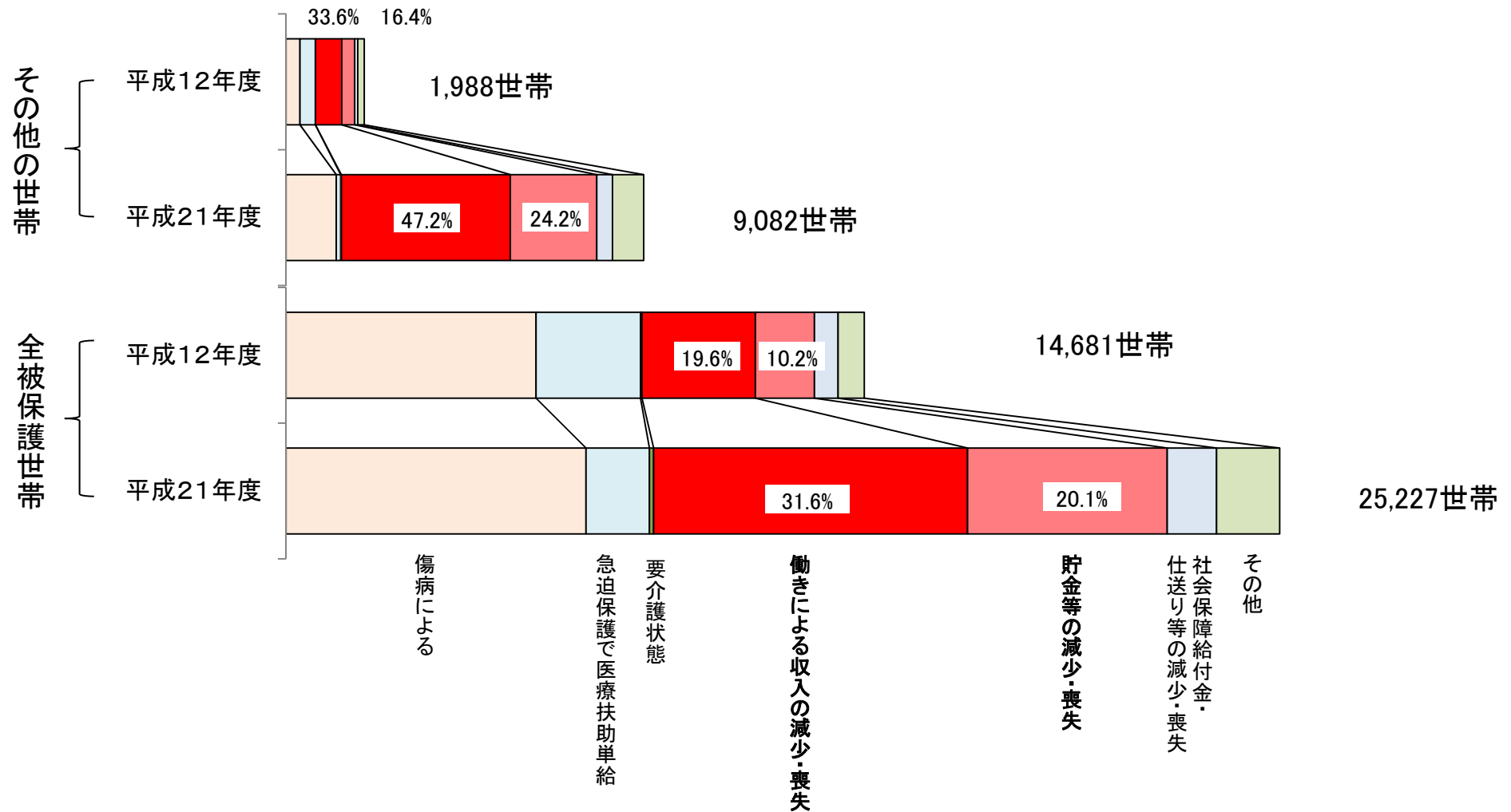
平成8～12年平均の年間収入分位別消費支出

年間収入 階級	平成8年 消費支出額	平成9年 消費支出額	平成10年 消費支出額	平成11年 消費支出額	平成12年 消費支出額	5年平均
総数	310,427 (n=510)	317,903 (n=511)	310,464 (n=498)	303,770 (n=550)	315,532 (n=528)	311,619 (n=2597)
第1分位	210,961 (n=15)	178,058 (n=17)	185,431 (n=17)	189,845 (n=14)	179,981 (n=14)	188,855 (n=77)
第2分位	163,352 (n=11)	229,015 (n=14)	193,318 (n=11)	191,474 (n=12)	233,911 (n=12)	202,214 (n=60)
第3分位	212,103 (n=11)	211,936 (n=14)	195,693 (n=12)	188,958 (n=12)	234,511 (n=13)	208,640 (n=62)
第4分位	202,918 (n=13)	221,125 (n=13)	211,689 (n=11)	235,269 (n=13)	245,474 (n=11)	223,295 (n=61)
第5分位	227,925 (n=13)	293,617 (n=11)	192,799 (n=13)	223,440 (n=13)	216,423 (n=12)	230,841 (n=62)
第6分位	236,931 (n=11)	251,600 (n=12)	233,989 (n=13)	282,695 (n=10)	220,195 (n=12)	245,082 (n=58)
第7分位	226,370 (n=11)	255,903 (n=10)	199,905 (n=10)	224,814 (n=11)	204,924 (n=12)	222,383 (n=54)
第8分位	244,545 (n=11)	267,640 (n=11)	224,143 (n=11)	224,385 (n=12)	216,160 (n=12)	235,375 (n=57)
第9分位	208,377 (n=11)	289,603 (n=9)	214,068 (n=10)	239,021 (n=9)	239,464 (n=12)	238,107 (n=51)
第10分位	278,963 (n=12)	241,403 (n=11)	216,275 (n=9)	252,626 (n=9)	256,781 (n=11)	249,210 (n=52)
第11分位	244,785 (n=13)	308,182 (n=10)	261,248 (n=9)	306,459 (n=10)	347,027 (n=11)	293,540 (n=53)
第12分位	300,015 (n=11)	226,721 (n=10)	245,414 (n=12)	232,207 (n=13)	296,323 (n=9)	260,136 (n=55)
第13分位	272,924 (n=9)	230,764 (n=10)	262,387 (n=9)	269,161 (n=11)	269,381 (n=9)	260,923 (n=48)
第14分位	274,486 (n=9)	232,007 (n=10)	271,908 (n=9)	262,457 (n=9)	308,859 (n=11)	269,943 (n=48)
第15分位	281,701 (n=9)	230,962 (n=11)	270,802 (n=9)	250,678 (n=11)	273,583 (n=10)	261,545 (n=50)
第16分位	271,864 (n=9)	308,324 (n=10)	259,984 (n=9)	238,680 (n=9)	266,012 (n=9)	268,973 (n=46)
第17分位	273,716 (n=9)	252,506 (n=13)	262,063 (n=9)	250,729 (n=10)	267,622 (n=11)	261,327 (n=52)
第18分位	260,158 (n=11)	294,979 (n=10)	267,518 (n=10)	231,910 (n=9)	264,265 (n=10)	263,766 (n=50)
第19分位	251,590 (n=14)	278,819 (n=9)	251,212 (n=9)	250,277 (n=9)	265,416 (n=11)	259,463 (n=52)
第20分位	358,980 (n=10)	336,313 (n=7)	253,952 (n=9)	256,509 (n=11)	306,129 (n=10)	302,377 (n=47)
第21分位	300,775 (n=10)	284,408 (n=10)	286,807 (n=9)	266,758 (n=14)	350,193 (n=11)	297,788 (n=54)
第22分位	303,751 (n=10)	278,516 (n=11)	275,694 (n=10)	303,262 (n=12)	272,431 (n=12)	286,731 (n=55)
第23分位	264,147 (n=10)	254,324 (n=9)	260,997 (n=9)	273,235 (n=11)	256,830 (n=10)	261,907 (n=49)
第24分位	247,700 (n=8)	313,903 (n=8)	272,095 (n=10)	278,977 (n=12)	268,024 (n=10)	276,140 (n=48)
第25分位	249,206 (n=9)	265,198 (n=9)	294,952 (n=12)	256,086 (n=13)	281,125 (n=10)	269,313 (n=53)
第26分位	270,418 (n=9)	289,249 (n=9)	283,810 (n=11)	259,151 (n=10)	259,412 (n=10)	272,408 (n=49)
第27分位	265,499 (n=10)	262,904 (n=9)	292,868 (n=10)	275,659 (n=9)	282,009 (n=8)	275,788 (n=46)
第28分位	347,703 (n=11)	282,872 (n=11)	367,231 (n=9)	324,270 (n=10)	278,579 (n=9)	320,131 (n=50)
第29分位	286,734 (n=9)	277,597 (n=9)	314,839 (n=8)	308,175 (n=10)	311,831 (n=9)	299,835 (n=45)
第30分位	334,924 (n=9)	307,239 (n=8)	316,840 (n=9)	300,198 (n=12)	266,672 (n=10)	305,175 (n=48)
第31分位	335,589 (n=9)	310,873 (n=8)	307,752 (n=11)	298,470 (n=12)	316,928 (n=9)	313,922 (n=49)
第32分位	349,827 (n=9)	335,770 (n=11)	320,457 (n=13)	267,015 (n=10)	299,970 (n=7)	314,608 (n=50)
第33分位	295,108 (n=10)	300,427 (n=11)	418,129 (n=10)	280,309 (n=8)	315,404 (n=8)	321,875 (n=47)
第34分位	288,978 (n=10)	323,896 (n=11)	327,792 (n=10)	291,955 (n=9)	376,719 (n=9)	321,868 (n=49)
第35分位	326,657 (n=9)	296,306 (n=10)	351,680 (n=10)	317,278 (n=9)	320,678 (n=10)	322,520 (n=48)
第36分位	372,092 (n=9)	366,430 (n=10)	328,998 (n=9)	336,912 (n=11)	324,948 (n=10)	345,876 (n=49)
第37分位	339,654 (n=8)	340,622 (n=9)	309,618 (n=9)	318,422 (n=11)	344,406 (n=10)	330,544 (n=47)
第38分位	374,266 (n=8)	445,830 (n=10)	324,109 (n=9)	324,508 (n=11)	321,616 (n=10)	358,066 (n=48)
第39分位	347,452 (n=10)	414,042 (n=12)	364,245 (n=11)	366,221 (n=11)	331,637 (n=10)	364,719 (n=54)
第40分位	345,955 (n=10)	347,789 (n=10)	317,060 (n=8)	333,591 (n=10)	399,575 (n=11)	348,794 (n=49)
第41分位	353,048 (n=10)	366,405 (n=10)	372,022 (n=10)	393,316 (n=10)	432,924 (n=11)	383,543 (n=51)
第42分位	396,440 (n=9)	382,591 (n=12)	349,212 (n=10)	427,584 (n=14)	400,387 (n=10)	391,243 (n=55)
第43分位	354,477 (n=12)	388,706 (n=11)	457,265 (n=11)	393,832 (n=12)	413,520 (n=12)	401,560 (n=58)
第44分位	395,401 (n=12)	389,116 (n=8)	431,800 (n=10)	439,124 (n=10)	397,143 (n=10)	410,517 (n=50)
第45分位	391,533 (n=9)	425,460 (n=7)	432,602 (n=9)	454,545 (n=10)	414,978 (n=11)	423,824 (n=46)
第46分位	389,374 (n=10)	446,974 (n=9)	487,533 (n=7)	431,410 (n=10)	495,110 (n=13)	450,080 (n=49)
第47分位	480,262 (n=10)	477,134 (n=8)	482,361 (n=8)	459,010 (n=12)	418,742 (n=13)	463,502 (n=51)
第48分位	395,487 (n=11)	467,054 (n=10)	496,295 (n=9)	453,215 (n=12)	425,172 (n=12)	447,445 (n=54)
第49分位	508,847 (n=10)	439,342 (n=11)	456,397 (n=9)	453,049 (n=12)	516,909 (n=11)	474,909 (n=53)
第50分位	626,835 (n=11)	694,246 (n=9)	577,226 (n=11)	518,362 (n=12)	580,270 (n=12)	599,388 (n=55)



被保護世帯数(保護開始の理由別、平成12年度及び21年度)

保護開始理由のうち、「働きによる収入の減少・喪失」「貯金等の減少・喪失」の占める割合が平成12年度から21年度にかけて飛躍的に増加しており、特に「その他の世帯」では7割以上を占める。



資料: 福祉行政報告例(各年9月中の保護開始世帯が対象)

被保護世帯数(世帯主年齢階級×世帯人員数階級、平成21年度)

被保護世帯全体としては、世帯主の年齢が高くなるにつれて単身世帯の割合が増える傾向がある。
40歳代まで(10歳代を除く)の各世帯主年代でみると、その他世帯は全体の中でも単身世帯の割合が高い。

全世帯

	世帯人員数階級	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	合 計	単身世帯 の割合
年 齢 階 級	～ 19	1,200	400	200	0	0	0	1,800	67%
	20 ～ 29	9,500	6,400	4,300	1,800	600	100	22,600	42%
	30 ～ 39	34,700	17,600	18,500	9,500	3,400	2,000	85,600	41%
	40 ～ 49	68,000	26,100	19,100	8,400	3,100	1,600	126,200	54%
	50 ～ 59	167,700	31,400	8,400	2,800	900	700	211,900	79%
	60 ～ 69	280,000	46,000	6,400	1,500	500	300	334,700	84%
	70 ～	359,200	67,500	6,000	1,000	300	100	434,000	83%
	合 計	920,300	195,400	62,900	24,900	8,800	4,700	1,216,800	76%

(再掲)その他世帯

	世帯人員数階級	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	合 計	単身世帯 の割合
年 齢 階 級	～ 19	600	200	100	0	0	0	900	63%
	20 ～ 29	1,800	500	500	300	200	100	3,300	54%
	30 ～ 39	5,500	900	1,100	1,000	800	800	10,100	54%
	40 ～ 49	12,700	3,300	3,300	2,000	1,200	800	23,200	55%
	50 ～ 59	35,600	8,600	3,000	1,100	400	300	49,000	73%
	60 ～ 69	27,800	11,900	2,600	600	200	200	43,300	64%
	70 ～	0	11,500	2,800	400	200	100	15,000	—
	合 計	83,800	37,000	13,400	5,500	3,000	2,200	144,800	58%

資料：被保護者全国一斉調査(個別調査)

被保護世帯数(世帯主年齢階級×受給期間階級、平成21年度)

被保護世帯全体としては、世帯主年齢が上がると受給3年以上や5年以上の割合が増える傾向がある。

その他世帯にも同様の傾向はあるが、10歳代を除く各世帯主年代で、全体の中でも受給3年以上や5年以上の割合は低い。

全世帯

	受給期間階級	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合 計	受給3年以上 の割合	受給5年以上 の割合
年 階 級	～ 19	500	200	400	200	300	200	100	1,800	40%	31%
	20 ～ 29	5,400	3,400	7,400	3,700	2,200	300	300	22,600	28%	12%
	30 ～ 39	13,000	8,700	21,800	15,800	21,100	4,300	900	85,600	49%	31%
	40 ～ 49	17,100	11,300	25,800	20,400	34,000	11,900	5,700	126,200	57%	41%
	50 ～ 59	27,300	17,900	42,500	30,400	51,900	20,900	21,000	211,900	59%	44%
	60 ～ 69	27,300	20,800	60,100	51,300	96,400	36,300	42,600	334,700	68%	52%
	70 ～	16,100	15,500	53,800	52,200	128,000	70,100	98,300	434,000	80%	68%
	合 計	106,700	77,800	211,800	173,900	333,800	143,900	168,900	1,216,800	67%	53%

(再掲)その他世帯

	受給期間階級	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合 計	受給3年以上 の割合	受給5年以上 の割合
年 階 級	～ 19	200	100	200	100	200	200	0	900	56%	45%
	20 ～ 29	1,500	500	700	300	200	0	100	3,300	16%	9%
	30 ～ 39	4,300	1,300	2,000	900	1,200	300	100	10,100	25%	16%
	40 ～ 49	7,200	3,000	3,800	2,200	4,700	1,500	800	23,200	40%	30%
	50 ～ 59	12,900	6,100	10,000	5,800	8,900	2,700	2,700	49,000	41%	29%
	60 ～ 69	7,700	4,000	9,300	6,900	10,100	2,700	2,700	43,300	52%	36%
	70 ～	800	700	2,100	1,900	4,400	2,300	2,800	15,000	75%	63%
	合 計	34,600	15,700	28,100	17,900	29,800	9,700	9,200	144,800	46%	34%

資料：被保護者全国一斉調査(個別調査)

生活扶助基準における多人数世帯の適正化について

生活扶助基準は、個人的経費（第1類）と世帯共通経費（第2類）によって構成されているが、かねてより多人数世帯ほど基準額が割高になるとの指摘がされており、平成17年度より次のとおり改善を図った。

○平成16年検証時

一般世帯（全国・勤労・第1・五分位）

指数：3人世帯＝100

	3人世帯	4人世帯	5人世帯
生活扶助相当支出額	157,709	167,764	175,716
	100.0	106.4	111.4
1類費相当	95,305	104,641	110,645
指 数	100.0	109.8	116.1
2類費相当	62,404	63,122	65,070
指 数	100.0	101.2	104.3

資料：家計調査特別集計（平成8～12年平均）

一般世帯（全国・勤労・第1・十分位）

指数：3人世帯＝100

	3人世帯	4人世帯	5人世帯
生活扶助相当支出額	145,556	158,705	161,967
	100.0	109.0	111.3
1類費相当	87,832	98,299	101,495
指 数	100.0	111.9	115.6
2類費相当	57,724	60,406	60,472
指 数	100.0	104.6	104.8

資料：家計調査特別集計（平成8～12年平均）

生活扶助基準（平成14年度）における世帯人員別換算率

指数：3人世帯＝100

	3人世帯	4人世帯	5人世帯
第1類費	100.0	133.3	164.7
第2類費	100.0	108.8	109.6

※ 第1類費は年齢別に基準額を設定しているため被保護者全国一斉調査結果による世帯人員ウェイトから試算を行った。

生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成16年12月15日）（抄）

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活扶助基準の評価・検討等について

(2) 設定及び算定方法

① 多人数世帯基準の是正

かねてより、生活扶助基準は多人数になるほど割高になるとの指摘がなされているが、これは人数が増すにつれ第1類費の比重が高くなり、スケールメリット効果が薄れるためである。このため、中間取りまとめにおいて指摘した第2類費の構成割合及び多人数世帯の換算率に関する見直しのほか、世帯規模の経済性を高めるような設定等について検討する必要がある。

○見直し（平成17年度～）

一般世帯との消費実態との均衡を図るため、4人以上世帯における生活扶助基準の算定方法について、

- ・第1類費は、4人世帯の場合0.95、5人以上世帯の場合0.90の逡減率を導入（3年間で段階的に実施）
- ・第2類費は、4人以上世帯の場合基準額を抑制

各種加算及び教育扶助の改定方式

加算	基準額(月額)	現在の改定方式
妊産婦加算	妊 婦 9,140円(6ヵ月未満) 13,810円(6ヵ月以上) 産 婦 8,490円 (1・2級地)	基本的には物価の伸び率で改定 ※
障害者加算	26,850円(身体障害1・2級等) 17,890円(身体障害3級等) (1級地)	同 上
介護施設入所者加算	9,890円以内	同 上
在宅患者加算	13,290円 (1・2級地)	同 上
放射線障害者加算	42,530円(現罹患者) 21,270円(かつて罹患者)	健康管理手当の額に連動
児童養育加算	13,000円(児童1人あたり)	子ども手当の額と同額
介護保険料加算	納付すべき保険料の実費	—
母子加算	23,260円(児童1人の場合) (1級地)	基本的には物価の伸び率で改定 ※

教育扶助	基準額(月額)		現在の改定方式
	小学生	中学生	
基準額	2,150円	4,180円	文科省就学奨励法 学用品費改定率並び
学級費等	640円以内	780円以内	文科省「子どもの学習費調査」による実態料金(学級・児童会・生徒会費、PTA会費)
教材費	教科書は無償、他は実費支給		—
学校給食費	実費支給		—
校外活動参加費	実費支給		—
交通費	実費支給		—
学習支援費	2,560円	4,330円	文科省就学奨励法 学用品費改定率並び

※ ただし、生活扶助基準が据え置きの場合は据え置いている。

生活保護基準部会における検証作業スケジュール(予定)

【平成23年度】

(平成23年2月 社会保障審議会生活保護基準部会設置)

平成23年4月 第1回開催 ◇生活保護制度の概要等について

平成23年5月 第2回開催 ◇生活保護基準の体系等について

平成23年6月 第3回開催 ◇生活保護制度における地域差等について

平成23年7月 第4回開催 ◇生活保護制度における勤労控除等について

平成23年9月～11月 各委員より報告・特別集計の作業方針について

平成23年11月頃 総務省より全国消費実態調査等のデータ入手・特別集計作業開始
(作業期間は、作業開始後少なくとも1～2ヶ月程度を要する)

【平成24年度】

平成24年後半 報告書とりまとめ

※ 必要に応じて、論点整理等の中間取りまとめを検討

(注)本スケジュールについては、今後の議論の状況等を踏まえ、変更があり得ることに留意。